## ●香川県告示第125号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和6年5月31日から同年6月20日まで一般の縦 覧に供する。

令和6年5月31日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道(一般県道)
- 2 路線名富田西鴨庄線(140号)
- 3 道路の区域

| 区間           | 敷地の幅員       | 延長     | 備考              |
|--------------|-------------|--------|-----------------|
| [四]          | (メートル)      | (メートル) | ÜH 7            |
| さぬき市寒川町神前字山崎 | 11. 1~25. 6 | 275    | 令和元年6月21日付け香川県告 |
| 1524番3地先から   |             |        | 示第38号の一部        |
| さぬき市寒川町神前字中村 |             |        | 令和元年9月13日付け香川県告 |
| 3573番2地先まで   |             |        | 示第108号の一部       |

4 供用開始の期日 令和6年5月31日